

真鶴町防災行政無線運用方針

防災行政無線は、町内 29 力所に設置した屋外拡声子局（スピーカー）により、災害情報や、避難情報等を一斉放送するもので、全国瞬時警報システム（J アラート）情報の伝達も行います。

次の運用方針に基づき、防災行政無線を放送します。

1 放送の種別

(1) 災害・防災に関する情報や交通規制情報の発信

J アラート放送（緊急地震速報、津波警報、訓練実施）、気象警報、火災情報、避難所開設情報及び町民生活に多大な影響を与える公共交通機関の運行情報、道路規制情報

(2) 行方不明者、防犯情報の広報

行方不明者の捜索、犯罪・防犯注意喚起（原則警察の依頼による）

(3) 町及び申請のあった自治会、町内公益的団体（自治会以外の共益団体を除く）が行う事業・行事の広報

選挙、住民相談等町が実施する事業・行事及びなぶら市、どんど焼（中止時）等
※周知対象が一部の団体等に限定されている場合を除く。

(4) サイレンの吹鳴（試験放送含む）

全国戦没者追悼、東日本大震災（国・県からの要請によるもの）出初式開始、昼夜チャイム

(5) 町長が必要と認めたもの

特に町民にお知らせすべきと判断されたもの。

2 行政放送の放送時刻

原則午前8時から午後8時とし、毎正時とする。

ただし、災害・防災・交通障害に関する情報の発信を除く。

3 放送の要請

緊急時を除き、事業主管課及び自治会、町内公益的団体から放送申請書の事前提出により、総務防災課長が放送の可否を決定する。

放送した内容は、同時刻に真鶴町お知らせメールを用いて配信する。